

(案)
造林事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定 数量(m3)	請負予定 単価(円)	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業(八洲山国有林)	保育間伐 (活用型)	47.89 ha	3,958 m3		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	由利森林管理署 33林班い小班 外17	山元
	育成受光伐	5.19 ha	1,357 m3				
	検知		(5,315 m3)				
	計	53.08 ha	5,315 m3				

(注)()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

* 小班ごとの内訳は、別紙「請負事業内訳書」のとおり。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和9年1月22日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払	月1回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙1及び別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 (住所) 秋田県由利本荘市水林439
分任支出負担行為担当官
(氏名) 由利森林管理署長 木村 秀樹 印

請負者 (住所)

(氏名) 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

特 約 事 項

1. 契約生産量について
甲は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかる契約を打切ることができるものとする。
乙は、国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
2. 労働災害の届出について
乙は請負事業の実施にあたって、労働災害が発生した場合は速やかに（発生日を超えない）報告するものとする。
3. 検査（数量）場所
山元生産量については、山元土場とする。
最終生産量については、最終土場とする。
4. 素材の管理について
乙は山元における仕掛素材の適切な管理を期すため、門扉の設置及び盗難防止に関わる措置を行わなければならない。
また、現場代理人の責任において次の項目を実行させなければならない。
 - ① 作業終了時の素材の仕掛状態を把握しておき、翌日の作業開始時に異常の有無を確認してから事業に着手すること。
 - ② 作業の休止期間に入る週末及び日曜、祭日等の前日は、作業終了前の一定数量は造材を行わずに全幹材のまま仕掛材に乗せて置くこととし、仕掛状態の異常を確認できるよう、カラスプレー及び紅柄等により帯状に塗布するものとする。
 - ③ 山元巻立を沢沿いで実行する場合は、流失のない箇所を選定しワイヤーロープ等で固定するなどの対策を行うこと。
5. 巻立について（混材防止）
巻立は小班単位とし、複数の小班から搬出された材を一巻にしないこと。
6. 門扉の開閉について
門扉の開閉は乙の責任において行い、開閉状況等を鍵の管理簿に記録し、監督職員の確認を受けること。
7. 事業終了後の土場整理について
事業終了後の土場整理は、乙の責任において行い端材等の散乱がないように整理すること。
8. 虫害対策について
乙は虫害対策として、監督職員より薬剤散布の指示があった場合は甲の交付する薬剤の散布を行うこと。
9. 保安林の手続きについて
当該事業箇所は保安林指定であることから、所定の手続きを経てから事業着手すること。
10. 水質汚濁防止対策について
本沢を横断する必要がある場合等、水質汚濁には細心の注意を払うとともに、必要に応じて汚濁防止の施設等を設置すること。
11. 猛禽類対策について
猛禽類の営巣付近（2 km 以内）での事業実行に当たっては、署の指示に従い作業に着手すること。
12. 林業機械の林道走行について
林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
13. 国有林内の貸付物件について
乙は国有林内において貸付されている施設については損傷等を生じさせないために、あらかじめ相手方と協議のうえ必要な措置を講じて作業を実施すること。
14. 直送システムについて
本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。
安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第 34 条第 2 項に基づき、封印の実施を委任する。
また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。
※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 m ³	備考
33い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	203 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33い2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	488 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33い5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	17 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33い6		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	36 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	671 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33ほ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,124 m ³	育成受光伐 複層伐
33ぬ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	233 m ³	育成受光伐 複層伐
33ぬ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	241 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33ぬ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	307 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33ぬ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	208 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33ぬ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	136 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33ぬ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	181 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33る		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	327 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33か		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	363 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33た		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	315 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33そ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	306 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33む1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	41 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
33や1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	118 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
計				5,315 m ³	

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量	備考
33い外17			素材計測・ 計測検知・検尺	3,047 m ³	(1)の業務
33い外17			素材計測・ 計測検知・検尺	51 m ³	(2)の業務
33い外17			素材計測・ 計測検知・検尺	2,217 m ³	(5)の業務
合計				5,315 m ³	

(案)
造林事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定 数量(m3)	請負予定 単価(円)	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業(手代沢国有林)	保育間伐 (活用型)	26.20 ha	3,511 m3			由利森林管理署 1049林班と小班 外13	山元
	育成受光伐	7.74 ha	1,172 m3				
	検知		(4,683 m3)				
	計	33.94 ha	4,683 m3		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)		

(注)()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

* 小班ごとの内訳は、別紙「請負事業内訳書」のとおり。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和9年1月22日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙1及び別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 (住所) 秋田県由利本荘市水林439
分任支出負担行為担当官
(氏名) 由利森林管理署長 木村 秀樹 印

請負者 (住所)
(氏名) 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

特 約 事 項

1. 契約生産量について
甲は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかる契約を打切ることができるものとする。
乙は、国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
2. 労働災害の届出について
乙は請負事業の実施にあたって、労働災害が発生した場合は速やかに（発生日を超えない）報告するものとする。
3. 検査（数量）場所
山元生産量については、山元土場とする。
最終生産量については、最終土場とする。
4. 素材の管理について
乙は山元における仕掛素材の適切な管理を期すため、門扉の設置及び盗難防止に関わる措置を行わなければならない。
また、現場代理人の責任において次の項目を実行させなければならない。
 - ① 作業終了時の素材の仕掛状態を把握しておき、翌日の作業開始時に異常の有無を確認してから事業に着手すること。
 - ② 作業の休止期間に入る週末及び日曜、祭日等の前日は、作業終了前の一定数量は造材を行わずに全幹材のまま仕掛材に乗せて置くこととし、仕掛状態の異常を確認できるよう、カラスプレー及び紅柄等により帯状に塗布するものとする。
 - ③ 山元巻立を沢沿いで実行する場合は、流失のない箇所を選定しワイヤーロープ等で固定するなどの対策を行うこと。
5. 巻立について（混材防止）
巻立は小班単位とし、複数の小班から搬出された材を一巻にしないこと。
6. 門扉の開閉について
門扉の開閉は乙の責任において行い、開閉状況等を鍵の管理簿に記録し、監督職員の確認を受けること。
7. 事業終了後の土場整理について
事業終了後の土場整理は、乙の責任において行い端材等の散乱がないように整理すること。
8. 虫害対策について
乙は虫害対策として、監督職員より薬剤散布の指示があった場合は甲の交付する薬剤の散布を行うこと。
9. 保安林の手続きについて
当該事業箇所は保安林指定であることから、所定の手続きを経てから事業着手すること。
10. 水質汚濁防止対策について
本沢を横断する必要がある場合等、水質汚濁には細心の注意を払うとともに、必要に応じて汚濁防止の施設等を設置すること。
11. 猛禽類対策について
猛禽類の営巣付近（2 km 以内）での事業実行に当たっては、署の指示に従い作業に着手すること。
12. 林業機械の林道走行について
林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
13. 国有林内の貸付物件について
乙は国有林内において貸付されている施設については損傷等を生じさせないために、あらかじめ相手方と協議のうえ必要な措置を講じて作業を実施すること。
14. 直送システムについて
本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。
安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第 34 条第 2 項に基づき、封印の実施を委任する。
また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。
※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 m ³	備考
1049と		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	114 m ³	保育間伐(活用品) 定性間伐
1049ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	947 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1049ぬ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	123 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1049る		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	426 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1049の1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	480 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1049や		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	199 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1049ま		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	224 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1050ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	146 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1050ろ6		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	466 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1050ろ8		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	165 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1050ろ9		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	104 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1050ほ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	644 m ³	育成受光伐 複層伐
1050と		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	528 m ³	育成受光伐 複層伐
1050ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	117 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
計				4,683 m ³	

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量	備考
1049と外13			素材計測・ 計測検知・検尺	2,582 m ³	(1)の業務
1049と外13			素材計測・ 計測検知・検尺	44 m ³	(2)の業務
1049と外13			素材計測・ 計測検知・検尺	2,057 m ³	(5)の業務
合計				4,683 m ³	

(案)
造林事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定 数量(m3)	請負予定 単価(円)	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業(木境烏海 国有林)	保育間伐 (活用型)	55.01 ha	3,424 m3			由利森林管理署 1065林班へ小班 外17	山元
	育成受光伐	8.84 ha	441 m3				
	検知		(3,865 m3)				
	計	63.85 ha	3,865 m3				
					請負金額 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額	円也 円也)	

(注)()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

* 小班ごとの内訳は、別紙「請負事業内訳書」とおり。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和9年1月22日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払	月1回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙1及び別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 (住所) 秋田県由利本荘市水林439

分任支出負担行為担当官

(氏名) 由利森林管理署長 木村 秀樹 印

請負者 (住所)

(氏名) 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

特 約 事 項

1. 契約生産量について
甲は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかる契約を打切ることができるものとする。
乙は、国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
2. 労働災害の届出について
乙は請負事業の実施にあたって、労働災害が発生した場合は速やかに（発生日を超えない）報告するものとする。
3. 検査（数量）場所
山元生産量については、山元土場とする。
最終生産量については、最終土場とする。
4. 素材の管理について
乙は山元における仕掛素材の適切な管理を期すため、門扉の設置及び盗難防止に関わる措置を行わなければならない。
また、現場代理人の責任において次の項目を実行させなければならない。
 - ① 作業終了時の素材の仕掛状態を把握しておき、翌日の作業開始時に異常の有無を確認してから事業に着手すること。
 - ② 作業の休止期間に入る週末及び日曜、祭日等の前日は、作業終了前の一定数量は造材を行わずに全幹材のまま仕掛材に乗せて置くこととし、仕掛状態の異常を確認できるよう、カラスプレー及び紅柄等により帯状に塗布するものとする。
 - ③ 山元巻立を沢沿いで実行する場合は、流失のない箇所を選定しワイヤーロープ等で固定するなどの対策を行うこと。
5. 巻立について（混材防止）
巻立は小班単位とし、複数の小班から搬出された材を一巻にしないこと。
6. 門扉の開閉について
門扉の開閉は乙の責任において行い、開閉状況等を鍵の管理簿に記録し、監督職員の確認を受けること。
7. 事業終了後の土場整理について
事業終了後の土場整理は、乙の責任において行い端材等の散乱がないように整理すること。
8. 虫害対策について
乙は虫害対策として、監督職員より薬剤散布の指示があった場合は甲の交付する薬剤の散布を行うこと。
9. 保安林の手続きについて
当該事業箇所は保安林指定であることから、所定の手続きを経てから事業着手すること。
10. 水質汚濁防止対策について
本沢を横断する必要がある場合等、水質汚濁には細心の注意を払うとともに、必要に応じて汚濁防止の施設等を設置すること。
11. 猛禽類対策について
猛禽類の営巣付近（2 km 以内）での事業実行に当たっては、署の指示に従い作業に着手すること。
12. 林業機械の林道走行について
林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
13. 国有林内の貸付物件について
乙は国有林内において貸付されている施設については損傷等を生じさせないために、あらかじめ相手方と協議のうえ必要な措置を講じて作業を実施すること。
14. 直送システムについて
本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。
安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第 34 条第 2 項に基づき、封印の実施を委任する。
また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。
※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 m ³	備考
1065へ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	263 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1065へ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	26 m ³	育成受光伐 複層伐
1065へ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	72 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1065へ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	142 m ³	育成受光伐 複層伐
1066い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	116 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	885 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066は1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	280 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066は2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	42 m ³	育成受光伐 複層伐
1066に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	183 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	23 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066へ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,109 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066へ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	301 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1066と5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	62 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
1067ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	44 m ³	育成受光伐 複層伐
1067ち1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	41 m ³	育成受光伐 複層伐
1067り		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	146 m ³	育成受光伐 複層伐
1067り1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	69 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐2残)
1067ぬ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	61 m ³	保育間伐(活用品) 列状間伐(1伐3残)
計				3,865 m ³	

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量	備考
1065へ外17			素材計測・ 計測検知・検尺	1,340 m3	(1)の業務
1065へ外17			素材計測・ 計測検知・検尺	25 m3	(2)の業務
1065へ外17			素材計測・ 計測検知・検尺	2,500 m3	(5)の業務
合計				3,865 m3	